

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1/2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和6年12月13日発出）

通達の内容

（１）下請負人が建設工事の注文者に交付する見積書

- 見積書を踏まえた双方の協議による適正な手順にて下請代金を設定
- 請負代金の額を除く請負契約書の記載事項を明示
- 労務費、法定福利費、安全衛生費、一般管理費、建設副産物の運搬及び処理に要する費用等の諸経費を適切に考慮
- 建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するため、不可欠な経費（法定福利費等）を見積書に記載

（２）原材料費等の高騰を踏まえた適正な請負代金の設定と適正な工期の確保

- 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定めを契約書面に記載【R6.12法施行】
- 工期又は請負代金の額を変更する際にも書面での契約変更を徹底
- 請負代金に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、受注者から注文者に対し請負契約の締結前までにその旨を通知しなければならず、当該事象の発生後受注者が請負代金の変更協議を申し出た場合は、上記通知の有無に関わらず注文者は誠実に応じること【R6.12法施行】
- 独禁法上の、優越的地位の濫用の要件に該当するおそれがある行為についても留意

（３）社会保険加入の徹底と一人親方との取引等の適正化

- 社会保険加入が許可要件、加入状況等の施工体制台帳への記載
- CCUS登録事業者を下請負人として選定の推奨、社会保険加入状況確認等に原則CCUSを活用
- 一人親方が現場作業に従事する際の実態を確認し、労働者に当てはまる働き方になっている場合は、雇用契約の徹底を促す
- 下請負人が必要経費を十分含んだ請負代金で一人親方と書面にて契約を行うよう徹底

（４）適正な労務費、法定福利費及び安全衛生経費等の確保

- 建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」の適正な確保

- 雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、社会保険への加入を徹底
- 請負代金内訳書に法定福利費を明示する規定を新設した建設工事標準請負契約約款等の活用
- 発注者と受注者のそれぞれが「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った行動を行う
- 「安全衛生対策項目の確認表」及び「標準見積書」を活用し、下請企業から元請企業に対して提出する見積書に安全衛生経費を内訳明示し、安全衛生経費が適切に支払われるよう取り組む
- 建退共制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 建退共手続きの電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化によるCCUSの積極的活用・建退共制度の適切な運用
- 元請負人による工事ごとの建退共制度事務の統一及び一括作業方式の利用

（５）建設工事の請負契約の締結

- 建設工事着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約締結の徹底
- 建設工事標準下請契約約款又は準拠した契約書の利用
- 赤伝処理をする場合は、合意に基づき契約書類に明記、指値発注の禁止
- 建設リサイクル法対象工事は、必要事項を書面で相互交付

（６）建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 下請契約においても、適正な工期の確保や適正な請負代金の設定を行い、週休2日の確保や長時間労働の是正などに努める
- 著しく短い工期の禁止、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せが生じないように工程管理
- 受注者は、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを作成し、発注者に提出するよう努め、発注者はその内容を確認し尊重する
- 注文者のみならず、受注者についても著しく短い工期による請負契約の締結は禁止

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要2/2

通達の内容

(7) 施工管理の徹底

- 発注者の信頼に応える適切な施工計画、施工体制の十分な確保、工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理、安全管理等一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図（デジタルサイネージ等 I C T 機器を含む）の作成、備え置きの徹底
- 主任技術者の専任等の取り扱いに十分留意

(8) 検査及び引渡し

- 工事完成通知日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは、直ちに引渡し

(9) 適切な下請代金の支払

- 少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）を現金払とするよう支払条件を設定
- できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高める
- 手形等の現金化にかかる割引料等のコストなどを、十分協議した上で明示し、一方的に下請負人の負担としない
- 令和8年の手形の利用廃止等に向けて、振込払及び電子記録債権への移行・手形期間の短縮等の取り組みを進めていくよう努める
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引困難な手形の交付の禁止
- 11月から、60日を超える手形は「割引困難な手形」に違反するおそれがあるものとして指導対象となったことに留意
- 支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、完成を確認した後、引渡しの申出日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の適正な支払及び中間前払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(10) 下請負人への配慮等

- 全ての下請負人に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えない
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 特定建設業者は、下請負人による技能労働者への賃金不払の防止に努めるなど下請契約の関係者保護に特に配慮

(11) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇（12年連続）等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払われるよう最大限努める
- 国土交通省と建設業団体との意見交換会において、技能者の賃上げについて「5%を十分に上回る上昇」を目標とすることを申し合わせ、総理大臣から、申合せに沿った賃上げの強力な推進をお願い
- C C U S を活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等を適切に指導
- 「C C U S レベル別年収」の公表を踏まえ、技能労働者が能力評価を受けるよう促し、適切な処遇を受けられるよう環境整備を推進
- 品確法、新労務単価、社会保険加入対策、価格転嫁に関する相談等の窓口である「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(12) インボイス制度開始後の免税事業者との適正な取引

- 自己の取引上の地位を不当に利用し、一方的に消費税相当額の一部（全部）を支払わない行為や優越した地位を濫用した行為は、建設業法、独禁法の規定に違反するため十分留意
- 下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について、下請負人と十分な協議を行い、双方対等な立場における合意に基づいて取引価格を設定
- 「駆け込みホットライン」の活用及び周知

(13) 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 監督行政庁への通報を理由とした取引の停止など不利益な取扱いの禁止

(14) 建設工事の関係者への配慮

- 下請中小企業振興法振興基準の観点から、建設工事の関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者・建設関連業者等）との取引においても、振興基準に示す事項の配慮及び、（1）～（13）の事項に準じて配慮